

川崎市上下水道局資金の各会計間における運用に関する取扱要綱

(平成23年3月31日 22川上経第1156号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）第31条第3項の規定に基づき、水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計（以下「上下水道局所管会計」という。）間並びに上下水道局所管会計から上下水道局以外の局等が所管する会計（以下「他会計」という。）への資金の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 資金の運用を行う対象は、上下水道局所管会計の現金とする。

(利率等)

第3条 上下水道局所管会計間における資金の運用に係る利率は、貸付期間に応じた大口定期預金の利率相当とする。ただし、上下水道局所管会計から他会計への資金の運用の場合は、別に定めることができる。

2 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、運用開始日から償還日の前日までの利息を、償還日に受け取るものとする。

3 償還日は、運用期間の満了日とする。ただし、繰上償還を妨げない。

(申請)

第4条 資金の運用を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、資金の運用の可否を決定し、決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。ただし、上下水道局所管会計から他会計への資金の運用については、市長及び会計管理者又は公営企業管理者と協議を行うものとする。

(確認書の提出)

第6条 資金の運用を受けた申請者は、直ちに確認書（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。